

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 19 日
(令和 4 年 6 月 30 日一部改正)

各都道府県
新型コロナウイルス感染症対策担当部局宛

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

外国政府等の発行した接種証明のうち、ワクチン・検査パッケージ制度において、
使用可能とするワクチンについて

「ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部）」5.（1）①の外国政府等の発行した接種証明のうち、ワクチン・検査パッケージ制度において使用可能とするワクチンのワクチン名／メーカーについては、日本入国時の検疫措置において接種証明書の提示を求めているワクチンのうち、1 回目及び 2 回目の接種として有効と認めているもの（検疫措置において同一のものと取り扱われているものを含む。）とする。

（参考）検疫措置において接種証明書を確認することとしている日本政府が定めたワクチン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html